

# 特別養護老人ホームからまつ荘重要事項説明書

令和7年7月1日現在

当施設は介護保険の指定を受けています  
(群馬県指定 第1072600081号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## ☆☆目次☆☆

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 施設利用にあたっての留意事項
6. 当施設が提供するサービスと料金
7. 入所中の医療提供について
8. 事故発生時の対応について
9. 虐待防止について
10. 身体拘束について
11. 非常災害対策について
12. 秘密の保持と個人情報の保護について
13. 苦情の受付について

社会福祉法人にしあがつま福祉会  
特別養護老人ホームからまつ荘

## 1. 施設経営法人

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人にしあがつま福祉会               |
| (2) 法人所在地 | 群馬県吾妻郡長野原町大字与喜屋1624           |
| (3) 電話番号  | 0279-82-4150 FAX 0279-82-4155 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 入澤 信夫                     |
| (5) 設立年月日 | 平成 4年 5月 8日                   |

## 2. ご利用施設

- |              |                                                                                                                                                            |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 施設の種類    | 指定介護老人福祉施設 平成 5年 5月 1日指定<br>群馬県 第1072600081号                                                                                                               |
| (2) 施設の目的    | 個別ケアプランに基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介助、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。 |
| (3) 施設の名称    | 特別養護老人ホームからまつ荘                                                                                                                                             |
| (4) 施設所在地    | 群馬県吾妻郡長野原町大字与喜屋1624                                                                                                                                        |
| (5) 電話番号     | 0279-82-4150 FAX 0279-82-4155                                                                                                                              |
| (6) 施設長      | 駒野 みどり                                                                                                                                                     |
| (7) 当施設の運営方針 |                                                                                                                                                            |

短期（1年）：「ケアマネジメントとリスクマネジメントの確立」

中期（5年）：「利用者満足度を中心とした運営とグループケアへの取り組み」

長期（10年）：「高齢者介護のトータルで上質なサービスの提供＝魅力ある施設作り」

高齢者自身、介護者の家族、地域の住民、そして福祉に関心を持つ人々の誰が見ても理解できる分かりやすいコンセプトを提案しながら、良質のサービス／ケアを提供していきたいと考えています。

○介護サービス提供の方針

介護は生命や生活を支え生活を豊かにする援助活動です。人権尊重を基本理念として以下の介護サービスを提供します。

- ・ 個別性の重視
- ・ 自己決定、選択を可能に限り尊重
- ・ プライバシーの確保と普通の生活に近づける努力
- ・ 予防的、維持的リハビリテーションの実施
- ・ 居宅ケアと施設ケアの連携による継続的、総合的なサービスの確立

- |           |               |
|-----------|---------------|
| (8) 開設年月日 | 平成 5年 5月 14日  |
| (9) 入所定員  | 80名（従来型施設80名） |

### 3. 居室の概要

#### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	備 考
個室（従来型）	従来型個室 1,231 円／日
二人部屋	従来型多床室 915 円／日
四人部屋	従来型多床室 915 円／日
食 堂	
機能訓練室	
浴 室	機械浴、リフト浴、個別浴
医務室	

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者と協議のうえ決定するものとします。

### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※配置については指定基準を遵守しています

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長	1 名	1 名
2. 介護職員	34.6 名	27 名
3. 生活相談員	1.5 名	1 名
4. 看護職員	5.2 名	3 名
5. 介護支援専門員	1.5 名	1 名
6. 医師（非常勤）	1 名	1 名
7. 管理栄養士	1 名	1 名
8. 個別機能訓練指導員（看護職員との兼務）	4 名	1 名

※調理は、日清医療食品による業務委託（平成29年4月1日より）

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤務体制
1. 介護職員	早番： 7：00～16：00 E 勤： 8：00～17：00 日勤： 8：30～17：30 遅番： 9：30～18：30 遅番： 10：00～19：00 夜勤： 16：00～ 9：00（2日分）
2. 看護職員	D 勤： 7：30～16：30 E 勤： 8：00～17：00 G 勤： 9：30～18：30
3. 医師	毎週 月・木 14：00～15：00

## 5. 施設利用にあたっての留意事項

施設のご利用にあたって、施設に入所されてるご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 面会について

感染症予防のため、面会は予約制となっております。

(2) 飲食物の差し入れについて

感染症予防のため、手作りの品、生もの、アルコール類はお断りさせて頂いております。また、ご利用者様の持病（糖尿病によるカロリー制限や心不全による水分制限等々）によってはお断りさせて頂きたく場合もありますので、職員にお声かけをお願いいたします。

(3) 外出・外泊について

ご家族の付添いがあり、ご利用者様の体調が安定していれば外出・外泊は自由です。なお、感染症流行時には外出・外泊をなるべくお控え願います。

## 6. 当施設が提供するサービスと料金

当施設ではご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、下記の2つがあります。

- |                                                     |
|-----------------------------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|-----------------------------------------------------|

(1) 当施設が提供する標準介護サービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、食事代・居住費を除き利用料が7～9割介護保険から給付されます。

## <サービスの概要>

### ①居室の提供

### ②食 事

- ・当施設では栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：8：00～      昼食：12：00～      夕食：17：30～

### ③入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

### ④排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

### ⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持又はその減退を防止するための訓練を実施しています。

### ⑥健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。

### ⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

## <サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります）

※ご契約者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払頂き、要介護の認定を受けた後に自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合ご契約者が保険給付の申請行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

施設利用料金

①基本料金（施設利用料金、各種加算）（自己負担1割の金額です）

・施設利用料金

施設利用料	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担分 (1日分)	589円	659円	732円	802円	871円

・加算

日常生活継続支援加算Ⅰ ※1	36円/日	認知症チームケア推進加算Ⅱ ※1	120円/月
看護体制加算Ⅰ口 ※1	4円/日	若年性認知症入所者受入れ加算※2	120円/日
看護体制加算Ⅱ口 ※1	8円/日	退所前訪問相談援助加算 ※2	460円/回
夜間職員配置加算Ⅰ口 ※1	13円/日	退所後訪問相談援助加算 ※2	460円/回
初期加算 ※2	30円/日	退所時相談援助加算 ※2	400円/回
安全対策体制加算 ※2	20円/回	退所前連携加算 ※2	500円/回
療養食加算 ※2	6円/1食	褥瘡マネジメント加算Ⅰ※2	3円/月
外泊時費用 ※2	246円/日	褥瘡マネジメント加算Ⅱ※2	13円/月
口腔衛生管理加算Ⅱ ※2	110円/月	排泄支援加算Ⅰ ※2	10円/月
科学的介護推進体制加算Ⅱ ※1	50円/月	排泄支援加算Ⅱ ※2	15円/月
自立支援促進加算 ※2	300円/月	排泄支援加算Ⅲ ※2	20円/月
看取り介護加算Ⅰ ※1※2	72~1280円/日	ADL維持等加算Ⅰ ※1	30円/月
協力医療機関連携加算 ※1	50円/月	ADL維持等加算Ⅱ ※1	60円/月
退所時情報提供加算 ※2	250円/回	経口移行加算 ※2	28円/日
配置医師緊急時対応加算 ※2	325円~1300円/回	経口維持加算Ⅰ ※2	400円/月
再入所時栄養連携加算 ※2	200円/回	経口維持加算Ⅱ ※2	100円/月
退所時栄養情報連携加算 ※2	70円/回	新興感染症等施設療養費 ※2	240円/日
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ※1	10円/月	生産性向上推進体制加算Ⅱ ※1	10円/月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ※1	5円/月		
介護職員等処遇改善加算Ⅰ 施設利用料、加算を合わせた総単位数に14.0%を加算			

※1 職員体制等により算定に変更があります。 ※2 対象者のみ算定になります。

①基本料金（施設利用料金、各種加算）（自己負担2割の金額です）

・施設利用料金

施設利用料	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担分 (1日分)	1 1 7 8 円	1 3 1 8 円	1 4 6 4 円	1 6 0 4 円	1 7 4 2 円

・加算

日常生活継続支援加算Ⅰ ※1	7 2 円/日	認知症チームケア推進加算Ⅱ ※1	2 4 0 円/月
看護体制加算Ⅰ口 ※1	8 円/日	若年性認知症入所者受入れ加算※2	2 4 0 円/日
看護体制加算Ⅱ口 ※1	1 6 円/日	退所前訪問相談援助加算 ※2	9 2 0 円/回
夜間職員配置加算Ⅰ口 ※1	2 6 円/日	退所後訪問相談援助加算 ※2	9 2 0 円/回
初期加算 ※2	6 0 円/日	退所時相談援助加算 ※2	8 0 0 円/回
安全対策体制加算 ※2	4 0 円/回	退所前連携加算 ※2	1 0 0 0 円/回
療養食加算 ※2	1 2 円/1食	褥瘡マネジメント加算Ⅰ※2	6 円/月
外泊時費用 ※2	4 9 2 円/日	褥瘡マネジメント加算Ⅱ※2	2 6 円/月
口腔衛生管理加算Ⅱ ※2	2 2 0 円/月	排泄支援加算Ⅰ ※2	2 0 円/月
科学的介護推進体制加算Ⅱ ※1	1 0 0 円/月	排泄支援加算Ⅱ ※2	3 0 円/月
自立支援促進加算 ※2	6 0 0 円/月	排泄支援加算Ⅲ ※2	4 0 円/月
看取り介護加算Ⅰ ※1※2	1 4 4 ~ 2 5 6 0 円/日	ADL維持等加算Ⅰ ※1	6 0 円/月
協力医療機関連携加算 ※1	1 0 0 円/月	ADL維持等加算Ⅱ ※1	1 2 0 円/月
退所時情報提供加算 ※2	5 0 0 円/回	経口移行加算 ※2	5 6 円/日
配置医師緊急時対応加算 ※2	6 5 0 円~ 2 6 0 0 円/回	経口維持加算Ⅰ ※2	8 0 0 円/月
再入所時栄養連携加算 ※2	4 0 0 円/回	経口維持加算Ⅱ ※2	2 0 0 円/月
退所時栄養情報連携加算 ※2	1 4 0 円/回	新興感染症等施設療養費 ※2	4 8 0 円/日
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ※1	2 0 円/月	生産性向上推進体制加算Ⅱ ※1	2 0 0 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ※1	1 0 円/月	生産性向上推進体制加算Ⅱ ※1	2 0 円/月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ 施設利用料、加算を合わせた総単位数に14.0%を加算			

※1 職員体制等により算定に変更があります。 ※2 対象者のみ算定になります。

①基本料金（施設利用料金、各種加算）（自己負担3割の金額です）

・施設利用料金

施設利用料	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担分 (1日分)	1767円	1977円	2196円	2406円	2613円

・加算

日常生活継続支援加算Ⅰ ※1	108円/日	認知症チームケア推進加算Ⅱ ※1	360円/月
看護体制加算Ⅰ口 ※1	12円/日	若年性認知症入所者受入れ加算※2	360円/日
看護体制加算Ⅱ口 ※1	24円/日	退所前訪問相談援助加算 ※2	1380円/回
夜間職員配置加算Ⅰ口 ※1	39円/日	退所後訪問相談援助加算 ※2	1380円/回
初期加算 ※2	90円/日	退所時相談援助加算 ※2	1200円/回
安全対策体制加算 ※2	60円/回	退所前連携加算 ※2	1500円/回
療養食加算 ※2	18円/1食	褥瘡マネジメント加算Ⅰ※2	9円/月
外泊時費用 ※2	738円/日	褥瘡マネジメント加算Ⅱ※2	39円/月
口腔衛生管理加算Ⅱ ※2	990円/月	排泄支援加算Ⅰ ※2	30円/月
科学的介護推進体制加算Ⅱ ※1	450円/月	排泄支援加算Ⅱ ※2	45円/月
自立支援促進加算 ※2	900円/月	排泄支援加算Ⅲ ※2	60円/月
看取り介護加算Ⅰ ※1※2	216~3840円/日	ADL維持等加算Ⅰ ※1	90円/月
協力医療機関連携加算 ※1	150円/月	ADL維持等加算Ⅱ ※1	120円/月
退所時情報提供加算 ※2	750円/回	経口移行加算 ※2	84円/日
配置医師緊急時対応加算 ※2	975円~3900円/回	経口維持加算Ⅰ ※2	1200円/月
再入所時栄養連携加算 ※2	600円/回	経口維持加算Ⅱ ※2	300円/月
退所時栄養情報連携加算 ※2	210円/回	新興感染症等施設療養費 ※2	720円/日
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ※1	30円/月	生産性向上推進体制加算Ⅱ ※1	300円/月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ※1	15円/月	生産性向上推進体制加算Ⅱ ※1	30円/月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ 施設利用料、加算を合わせた総単位数に14.0%を加算			

※1 職員体制等により算定に変更があります。 ※2 対象者のみ算定になります。

②居住費 ③食費

各段階	対象者	居住費		食費
		多床室	従来型 個室	
第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢 福祉年金受給者 ・生活保護受給者	0	380	300
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって 課税・非課税年金収入額と合計所得 額の合計が年額80万円以下の方	430	480	390
第3段階 (1)	・市町村民税世帯非課税であって 課税・非課税年金収入額と合計所得 額の合計が年額80万円超120 万円以下の方	430	880	650
第3段階 (2)	・市町村民税世帯非課税であって 課税・非課税年金収入額と合計所得 額の合計が年額120万円を超え る方	430	880	1,360
第4段階	・市町村民税課税世帯の方	915	1,231	1,830

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。

※1) 上記の適用を受ける場合は市町村への申請が必要になります。

申請が受理されますと市町村より負担限度額認定証が交付されます。

☆各段階（第1～3段階）との差額が介護保険より補足給付されます。

※2) 従来型個室に関する経過措置

◎既入居者について

- ・従来型個室の既入居者（平成17年9月30日までにおいて従来型個室を利用しており平成17年10月1日以降も引き続き従来型個室を利用する方）のうち現在、特別な室料を支払っていない方については、多床室と同額の報酬が適用されます。

◎新規入所者について

- ・新規入居者（平成17年10月1日以降の入所の方）についても次のような場合は、上記の既入居者と同様の扱いとなります。

- 1 感染症や治療上の必要など、本人の意思によらず施設側の事情により、一定期間（30日以内）個室への入所が必要な場合

2 著しい精神状態により、多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れが高く、個室以外での対応が不可能である方の場合

※いずれも医師の指示が必要となります。

#### ④預り金管理料

1 か月あたり
1, 5 0 0 円

※入居開始や退所など1か月に満たない月におきましても加算されます。

#### (2) その他の料金 (料金を全額ご契約者様に負担いただきます)

・理美容費 2, 0 0 0 円～

※からまつ荘理容部 (近隣地域の理美容店)、出張理美容サービスなど

・行政手続代行費 実費

・その他 上記の他、レクリエーション費用、買物サービスの費用など自己負担になります。

#### (3) 支払方法

毎月初旬に前月分を契約者に請求いたしますので、月末をめぐにお支払下さい。

お支払後、領収書を発行いたします。

#### <お支払方法>

・窓口 月～土曜日 8:30～17:30 (からまつ荘事務所)

・銀行振込

群馬銀行 長野原支店 (普通) 0333160 フクニシアがツマフクシカイ 社会福祉法人にしあがつま福祉会
----------------------------------------------------------------

ゆうちょ銀行 00150-6-263759 社会福祉法人にしあがつま福祉会からまつ荘
--------------------------------------------------

※恐れ入りますが銀行振込の場合、振込手数料はご負担下さい。

・口座振替

※群馬銀行、ゆうちょ銀行、JA あがつま、JA 嬭恋村、ぐんまみらい信用組合の金融機関のみ対象となります。

## 7. 入所中の医療提供について

特別養護老人ホームでは、介護保険法に基づき、原則として配置医師 (以下「嘱託医」

という。)が保険医として施設内での診療を行います。

また、入所後において、これまで診療を受けていた、かかりつけ医（主治医も含む。）に往診を依頼して施設内にて診療を受ける場合（嘱託医でない場合）には

1. 緊急の場合

2. 患者の病気が嘱託医の専門外に当たるもので特に診療を必要とする場合

を除いて、施設に入所している入所者に対して、みだりに診察を行ってはならないという取り決めがあります。

したがって、かかりつけ医であっても診療を受けられない場合がありますので、当施設での日常の健康管理に当たっては、嘱託医（当施設の嘱託医は内科医）の診療を受けていただくようになります。

かかりつけ医がおられる場合には、内服薬の処方等、日々の健康管理・維持のため当施設の嘱託医に切り替えていただくようお願いします。

なお、眼科・歯科・耳鼻科等がかかりつけ医が既にいらっしゃる場合など、当施設の嘱託医の専門外の分野にわたる場合や、現在のかかりつけ医での受診希望がある場合には、入所後もそのまま継続して診察を受けていただくこともできます。

その場合、通院するに当たっては、原則としてご家族の方に受診付き添いをお願いいたします。（但し、緊急の場合はこの限りではありません。）医療機関へのかかりつけについては、入所者ご本人の健康管理（維持・増進）のために、より合理的な方法を提案し、工夫させていただきます。

・配置医師（嘱託医）

嘱託医の名称	犬塚 茂生
医療機関の名称	長生病院
所在地	群馬県吾妻郡長野原町大字長野原 7 1

・協力医療機関

医療機関の名称	長生病院
所在地	群馬県吾妻郡長野原町大字長野原 7 1

・協力医療機関

医療機関の名称	西吾妻福祉病院
所在地	群馬県吾妻郡長野原町大字大津 7 4 6 - 4

・協力歯科医療機関（往診）

医療機関の名称	外丸歯科医院
所在地	群馬県吾妻郡東吾妻町大字岩下 2 1 4

## 8. 事故発生時の対応

事故発生時には速やかに事故にあった利用者の家族、市町村に対して連絡を行う等の必要な措置を講じ、賠償すべき事故が発生した時には、損害賠償を速やかに行います。

## 9. 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 身体拘束禁止・虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	生活相談員 吉崎 一紀
-------------	-------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 職員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当施設職員または養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 10. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが出来ない場合に限りします。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

### 11. 非常災害対策について

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防災責任者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防災に関する責任者	事務係長 山本 祐
-----------	-----------

- (2) 定期的に避難、その他必要な訓練を行います。（年2回実施）

### 12. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
- ・当施設は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- ・ サービスを提供するうえで知りえた利用者及び家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ・ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

(2) 個人情報保護について

- ・ 個人情報はあらかじめ文書で同意を得ない限り、用いません。
- ・ 利用者及び家族の個人情報が含まれる記録物については厳重に管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

### 1 3. 苦情の受付について

(1) 苦情解決の概要

1. ご契約者、ご家族からの相談、文書などによる苦情の対応

- ・ 相談、苦情に関する常設窓口として担当者を設けています。

また、担当者不在の場合でも事業所の誰もが対応可能なように苦情対応受付表を作成し担当者に確実に引き継ぐ体制を敷いています。

常時受付窓口		
(電話番号) 0 2 7 9 - 8 2 - 4 1 5 0		
(F A X) 0 2 7 9 - 8 2 - 4 1 5 5		
苦情受付担当者	生活相談員	吉崎 一紀
	生活相談員	今井 一貴
苦情解決責任者	施設長	駒野みどり

※文書などの苦情への対応としては、事務所にご意見箱を常設し、担当者が定期的にチェックを行い、文書などがあつた場合は施設長まで届けます。

※市町村の相談・苦情窓口及び当法人の第三者委員会等でも受け付けています。

・ 群馬県国保連合会	介護保険課	027-290-1323 (苦情処理相談窓口)
・ 長野原町役場	健康福祉課	0279-82-2244 (代表)
・ 嬭恋村役場	健康福祉課	0279-96-0515 (代表)
・ 草津町役場	福 祉 課	0279-88-0001 (代表)
・ 中之条町役場	住民福祉課	0279-75-2111 (代表)

※社会福祉法人にしあがつま福祉会第三者委員

氏 名	電 話 番 号
浅 香 勝	■■■■■■■■■■
小 林 伸 一	■■■■■■■■■■

### 1 4. 福祉サービス第三者評価

介護老人福祉施設	実施無し
----------	------

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームからまつ荘

説明者職名 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明及び、重要事項説明書の交付を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所 \_\_\_\_\_

契約者氏名 \_\_\_\_\_ 印

代筆者住所 \_\_\_\_\_

代筆者氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 ( )

連帯保証人住所 \_\_\_\_\_

連帯保証人氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 ( )